

議案第26号

平成25年度 新居浜市水道事業会計予算

平成25年度 新居浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度新居浜市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	53,784 戸
(2) 年間給水量	13,815,436 m ³
1日平均給水量	37,851 m ³
(3) 建設改良事業	1,961,572 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,773,453 千円
第1項 営業収益	1,653,385 千円
第2項 営業外収益	120,020 千円
第3項 特別利益	48 千円
	支 出
第1款 水道事業費用	1,730,422 千円
第1項 営業費用	1,537,171 千円
第2項 営業外費用	186,076 千円
第3項 特別損失	4,175 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,952,402千円は、過年度分損益勘定留保資金520,342千円、当年度分損益勘定留保資金518,171千円、建設改良積立金830,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額83,889千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	318,610 千円
第1項 企 業 債	200,000 千円
第2項 分 担 金	118,600 千円
第3項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	2,271,012 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,961,572 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	309,440 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	千円 200,000	(1)借入先 政府その他 (2)借入方法 普通貸借又は 証券発行 (3)借入時期 平成25年度 ただし、事業又は財 政並びに融資機関の都 合により起債額の全部 若しくは一部を翌年度 に繰越し借入れするこ とができる。	年 4.0 % 以 内	借入先の融資条件に よる。 ただし、必要に応じ、 据置期間及び償還期限 を短縮し、若しくは繰 上償還又は低利に借換 えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|----------|------------|
| (1)職員給与費 | 370,935 千円 |
| (2)交際費 | 100 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行